（経済産業省組織規則の一部改正）

第四条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大学連携推進室及び企画官）	（大学連携推進室及び企画官）
第二十三条　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。	**第二十三条**　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。
2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第十項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。	三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第八項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。
3・4　［略］	3・4　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第五条　国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　研究所法第十一条第三項に規定する業務に関する事項	［新設］
九　業務委託の基準	八　業務委託の基準
十　競争入札その他契約に関する基本的事項	九　競争入札その他契約に関する基本的事項
十一　その他研究所の業務の執行に関して必要な事項	十　その他研究所の業務の執行に関して必要な事項
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［略］
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十三　［略］	一～十三　［略］
十四　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十五条の六、第七十八条、第百三十一条第一項及び第百四十条に規定する業務に関する事項	十四　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十八条及び第百三十一条第一項並びに第百四十条に規定する業務に関する事項
十五　機構法第十五条第一項第十六号に規定する小規模企業共済事業に関する事項	十五　機構法第十五条第一項第十七号に規定する小規模企業共済事業に関する事項
十六　機構法第十五条第一項第十七号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項	十六　機構法第十五条第一項第十八号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項
十七　機構法第十五条第一項第十八号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項	十七　機構法第十五条第一項第十九号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項
十八　機構法第十五条第一項第十九号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項	十八　機構法第十五条第一項第二十号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項
十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項	［新設］
二十・二十一　［略］	十九・二十　［略］